

一般社団法人日本物理学会細則

2011年9月1日施行 2011年10月8日 一部変更 2011年12月10日 一部変更
2013年7月13日一部変更 2013年9月14日一部変更 2014年5月10日 一部変更
2014年7月12日一部変更

第1章 入会

- 第1条 本会に正会員または学生会員として入会を希望する者は、本会所定の入会申込手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。
- 第2条 本会に正会員または学生会員として入会を希望する者は、本会正会員2名による推薦を必要とする。
- 第3条 正会員の場合、入会申込手続きは、入会申込書の提出と入会金及び会費1年分の納入からなる。学生会員の場合は上記に加え在学証明書を提出する。
- 第4条 本会に賛助会員として入会を希望する個人または法人は、本会所定の入会申込手続きを行い、理事会の承認を得なければならない。
- 第5条 会員の資格は、理事会が入会を承認した日の翌日から認められる。
- 第6条 会員は、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には速やかに届け出るものとする。

第2章 入会金及び会費等

- 第7条 正会員及び学生会員の入会金及び会費は次の通りとする。
- | | |
|----------|---------|
| 入会金 | 3,000円 |
| 会費年額 正会員 | 11,000円 |
| 学生会員 | 7,000円 |
- 第8条 正会員のうち大学院に在籍している者が所定の申請書と在学証明書を提出した場合、会長は、大学院学生会員として会費を減額し、学生会員と同額にすることができる。
2. 正会員のうち、35年以上の間、学生会員の時期も含んで本会の会員であり、かつ満65歳以上に達した者が所定の申込書を提出した場合、会長は、シニア会員として会費を減額し、学生会員と同額にすることができる。ただし申込年度までの会費を完納しなければならない。
 3. 特別の事情がある場合、会長は会費の減免または後納を認めることができる。
- 第9条 賛助会員は1口35,000円の会費1口以上を毎年納めなければならない。

第3章 退会、復会及び再入会

- 第10条 会員は退会届けを沿えて申し出ることにより任意の時期に退会することができる。
2. 年度途中で退会する場合、その年度の残存期間に相当する会費の返却はしない。
 3. 1年間の会費を完納しない会員は除籍とするが、次年度中に前年度分を合わせて会費を支払えば復会できるものとする。

4. 除籍後1年以上経過して復会を希望する場合は、改めて再入会の手続きを行うものとする。

第4章 学術的会合

- 第11条 本会は年次大会、大会、支部講演会等を開催し、会員に研究発表、及びそれらに関する討議を行う機会を提供する。
2. 年次大会は全ての分野を抱合して、毎年1回開催する。開催期日、開催地などは理事会が決定する。
 3. 大会では、特定の分野における会員の研究報告、及びそれらに関する討議を行う。大会の分野、開催期日、開催地などは、会員の希望を参酌して、理事会が決定する。
 4. 年次大会、大会、支部例会、その他の講演会では、会員以外の者に講演を依頼することができる。
- 第12条 年次大会、大会の講演募集要綱は理事会で決める。
2. 年次大会、大会において発表を希望する会員は、あらかじめその題目、要旨及び予定時間を本会に通知しなければならない。
 3. 本会は、年次大会、大会のプログラムを会員に予告する。
- 第13条 各支部は支部講演会、支部例会その他の学術的会合を理事会の承認を得て開くことができる。終了後、理事会に報告書を提出する。
- 第14条 その他の学術的会合の開催については理事会が定める。

第5章 刊行物

- 第15条 本会は、和文機関誌「日本物理学会誌(以下会誌と略す)」を毎月一定の日に刊行する。
2. 本会は和文誌「大学の物理教育」を4ヶ月毎に刊行する。
 3. 本会は英文論文誌「JPSJ: Journal of the Physical Society of Japan」を刊行する。
 4. 本会は、英文論文誌「PTEP: Progress of Theoretical and Experimental Physics」を刊行する。
 5. 本会は、上記英文論文誌の刊行にあたり、応用物理学会と協同で物理系学術誌刊行センターを運営する。同センターの運営は応用物理学会との間で締結する、「物理系学術誌刊行センター運営に関する協定書」によって行う。
 6. これら刊行物への投稿及び刊行の詳細については別に定める。
- 第16条 会誌、「大学の物理教育」、JPSJ及びPTEP以外の資料の刊行に際し、必要があるときは、会長は理事会の承認を得て、臨時会費を徴集することができる。
- 第17条 正会員及び学生会員は会誌の配布を受ける。さらに次の付加会費年額を前納することにより次の定期刊行物等の配布を受けることができる。
- | | |
|----------------------|---------|
| 1)大学の物理教育 | 1, 000円 |
| 2)JPSJ 2014年(1月~12月) | |
| Online購読 | |
| 個人 | 9, 000円 |
| シニア会員 | 5, 000円 |

Online購読 + 冊子
個人・シニア会員 12,000円

2015年(1月~12月)

Online購読
個人 9,720円
シニア会員 5,400円

Online購読 + 冊子
個人・シニア会員 15,120円

3) JJAP (Japanese Journal of Applied Physics)

Online購読 年間3,000円

第18条 賛助会員は会誌1部と「大学の物理教育」1部のほかに「会員に関する内規」に定めるところにより、会費の口数に応じて希望する会誌及び他の定期刊行物の配布を受けることができる。

第19条 名誉会員の称号を授与された会員は、その希望により第15条に定める定期刊行物の配布を受けることができる。

第20条 正会員及び学生会員が会誌、「大学の物理教育」及び英文論文誌の国外配布を希望する場合は、「会員に関する内規」に定める国外送料を納めなければならない。

第21条 会員以外の個人または機関が本会刊行物を購入する場合の価格は「会員以外の個人または機関による定期刊行物の購読についての内規」に定める。

第6章 支部

第22条 地域単位での会員間の連携をはかり、また講演会、討論会、講習会、見学会等、本会の目的に沿った事業を活性化するため、本会には、次の支部を置く。

北海道、東北、新潟、北陸、名古屋、京都、大阪、中国、四国、九州

2. 支部には次の役員を置く。

支部長：1名 支部幹事：若干名 支部監事：1名

3. 支部の運営は別に定める支部規定及び支部規約による。

第7章 役員

第23条 定款第22条に定める役員を選任はそれぞれ以下の手順によって行う。

(1) 定時総会終了直後の理事会から次の定時総会終了時点までを1会期とする。

(2) 正会員の中から選挙によって選出された会長を置く。会長の任期は会長任期前期の1会期および会長任期後期の1会期の計2会期とし、重任は認められない。

(3) 会長任期後期には、前会期の選挙によって選出された次々期会長候補者を副会長(会長予定者)として置く。会長任期前期には副会長(理事選任者)を置く。副会長(会長予定者)の任期は1会期とし、重任は認めない。副会長(理事選任者)の任期も1会期と

し、重任は認めない。ただし、会長任期後期に会長を欠いた場合に限り、その会期末まで副会長（理事選任者）を置く。

- (4) 会長任期前期の定時総会前までに、第24条の定めにより正会員による選挙で次々期会長候補者を選出する。この候補者は、その定時総会での決議と、その直後の理事会の選定により、会長予定者として副会長（会長予定者）となる。この副会長（会長予定者）は会長任期後期の定時総会での決議と、その直後の理事会での選定により、会長となる。
- (5) 会長任期前期に於いては、その前会期の定時総会までに、理事会は正会員の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。その候補は定時総会での決議と、その直後の理事会での選定により副会長（理事選任者）となる。
- (6) 会長は、正会員の中から必要な数の次の会期の理事候補者を選び、候補者に関する必要な情報とともに、候補者毎に定時総会に付議する。(4)号及び(5)号に記載する次期の副会長候補者が理事でない場合には、次期理事候補者の中にこの候補者を含むものとする。
- (7) 各候補者に関する必要な情報とは、各候補者の略歴、専門分野、本会における理事及び監事としての経歴などとする。
- (8) 理事会は、会長任期後期の定時総会において、副会長（会長予定者）を、定時総会直後の理事会での次々期会長選定にあたっての候補者とする事を付議する。会長任期前期においては、現会長を、定時総会直後の理事会での次々期会長選定にあたっての候補者とする事を付議する。
- (9) 理事会は、会長任期前期の定時総会においては、第24条の選挙の手続きを経て選出されている次々期会長候補者を、その定時総会直後の理事会での副会長（会長予定者）選定にあたっての候補者とする事を付議する。会長任期後期の定時総会においては、正会員の中から選出した1名を、定時総会直後の理事会での副会長（理事選任者）選定にあたっての候補者とする事を付議する。
- (10) 定時総会の決議により選出された理事候補者は、定時総会終了時点で新しい理事に就任し、前会期から引き続いて任期の継続している理事とともに、直ちに新会期の理事会を開催する。
- (11) 新会期の理事会は、互選により議長を選出し、会長任期前期においては、定時総会の決議の結果を参考にして(8)号記載の副会長（会長予定者）を、会長任期後期においては、前会期の会長を新会期の会長として選定する。
- (12) 新会期の理事会は、会長任期後期においては、定時総会の決議の結果を参考にして、(8)号記載の会長予定者の理事1名を副会長（会長予定者）に選定する。会長任期前期においては、定時総会の決議の結果を参考にして、(9)号記載の理事会により選任された理事1名を副会長（理事選任者）に選定する。
- (13) 理事会は、副会長以外の業務執行理事を理事の中から選定する。業務執行理事は会長の指示を受け、庶務理事、会計理事、会誌編集委員長、JPSJ 編集委員長、PTEP 編集委員長、刊行委員長その他の業務を、理事会において別に定めるところにより分担執行する。
- (14) 理事会は、理事のうち1名に総務理事を委嘱することができる。総務理事は、会長の指示により事務局管理職・職員の監督及び指導にあたる。
- (15) 理事会は正会員の中から次期監事の候補者を選定し、その会期の定時総会に付議する。総会で決議された次期監事候補者は定時総会終了後に新会期の監事に就任する。
- (16) この細則に定めのない事項については、理事会の決議により別途内規に定める。

第24条 次々期会長候補者の選挙は次の方法により行う。

- (1) 会長は選挙管理委員会委員長に対して、正会員全員による次々期会長候補者選出のための選挙の実施を指示する。

- (2) 選挙管理委員会は以下の要領により選挙を実施する。
- (3) 代議員は正会員の中から第25条に記載する方法に従い、代議員推薦の次々期会長候補者を選出する。選挙管理委員会は選出された候補者の氏名およびプロフィールを会員に公表する。ただし選挙での得票数や順位などは公表しない。
- (4) 正会員は、次々期会長候補者1名を選出する投票を行う。投票対象は(3)号で選ばれた候補者を含む全正会員とする。
- (5) 選挙管理委員会委員長は(4)号の投票での最高得票者を会長に報告する。なお、最高得票者が2名以上いる場合は抽選とする。
- (6) 次々期会長候補者の選出に関し、本条に定めのない事項については理事会が決定する。

第25条 代議員による次々期会長候補者選出のための選挙は以下の要領で実施する。

- (1) 会長は選挙管理委員会委員長に対して、代議員全員による、代議員推薦の次々期会長候補者選出のための選挙の実施を指示する。
- (2) 選挙管理委員会は、以下の要領により選挙を実施し、選挙管理委員長はその結果を速やかに会長に報告する。
- (3) 第1回投票は2名以内の連記とする。全正会員を投票対象とする。
- (4) 投票された全員のうち、本人の承諾を得た者を対象に第2回投票を行う。
- (5) 第2回投票は2名以内の連記とする。
- (6) 第2回投票の得票順に上位6名を選び、第3回投票を行う。同点者がある場合には同点者全員を第3回投票の対象とする。
- (7) 第3回投票は2名以内の連記とする。
- (8) 第3回投票の上位3名を代議員推薦の候補者とする。同点者がある場合には第3位までの全員を代議員推薦の候補者とする。

第26条 会長、副会長が欠けた場合は次のような措置をとる。

- (1) 会長任期後期に会長が欠けた場合、理事会は互選により議長を選出し、副会長（会長予定者）を会長候補者に選定し、さらに理事の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。この議長は臨時総会を招集し、会長候補者を臨時総会終了直後の理事会での会長選定のための候補者として、また副会長（理事選任者）候補を臨時総会終了直後の理事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者としてを付議する。この議長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この会長候補者を会長に選定する。その場合の任期は、その副会長（会長予定者）が本来、会長を務める会期の終わりまでとする。理事会は臨時総会での決議を参考に、副会長（理事選任者）候補者を副会長（理事選任者）に選定する。その場合の任期はその会期末までとする。
- (2) 会長任期前期に会長が欠けた場合、理事会は互選により議長を選出し、副会長（理事選任者）を会長候補者に選定し、さらに理事の中から副会長（理事選任者）候補を選出する。この議長は臨時総会を招集し、会長候補者を臨時総会終了直後の理事会での会長選定のための候補者として、また副会長（理事選任者）候補を臨時総会終了直後の理事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者としてを付議する。この議長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この会長候補者を会長に選定する。その場合の任期は、欠けた会長が本来、会長を務める会期の終わりまでとする。理事会は臨時総会での決議を参考に、副会長（理事選任者）候補者を副会長（理事選任者）に選定する。その場合の任期はその会期末までとする。
- (3) 選挙の手続きを経て就任した会長予定者である副会長（会長予定者）が欠けた場合、その会長予定者を候補者として選出した正会員による選挙での次点得票者が理事である場合は(4)号の手順、理事でない場合(5)号の手順に従う。
- (4) 会長は臨時総会を招集し、(3)号記載の次点得票者を臨時総会終了直後の理事会での副

会長（会長予定者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この次点得票者を副会長（会長予定者）に選定する。

- (5) 会長は臨時総会を招集し、(3)号記載の次点得票者を理事として選任すること、ならびに臨時総会終了直後の理事会での副会長（会長予定者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は臨時総会終了後に理事会を招集し、理事会は臨時総会の決議を参考に、この次点得票者を副会長（会長予定者）に選定する。
- (6) (4)号または(5)号の定めにより就任した副会長（会長予定者）の任期はその会期末までとする。
- (7) 選挙によって確定した次々期会長候補者が、定時総会までの間に欠けた時は、その選挙における次点得票者を、新たな次々期会長候補者とする。
- (8) 会長予定者ではない副会長（理事選任者）が欠けた場合、理事会は理事の中から副会長（理事選任者）の候補を選考する。会長は臨時総会を招集して、臨時総会終了直後の理事会での副会長（理事選任者）選定のための候補者とすることを付議する。会長は、臨時総会終了後に理事会を招集し、この候補を副会長（理事選任者）として選任する。この副会長（理事選任者）の任期はその会期末までとする。
- (9) 上記各項の定めにより難い特別な事情がある場合には理事会において対処方針を定め、臨時総会に諮ることとする。

第8章 代議員

第27条 定款第5条2項に定める代議員の数及び選出方法は以下のとおりとする。

- (1) 代議員数は、120名以上150名以内とする。
- (2) 代議員は正会員からの立候補者及び各推薦母体が正会員の中から推薦した候補者から、正会員の選挙により選出する。
- (3) 会長は選挙管理委員会委員長に代議員選出のための選挙の実施を指示し、選挙管理委員会は(4)号以下の手順により選挙を行い、選挙管理委員会委員長はその結果を速やかに会長に報告する。
- (4) 代議員の候補者は、立候補による候補者、各領域からの推薦による候補者、各支部からの推薦による候補者の3種類とする。
- (5) 立候補による代議員の定数は60名以内とする。
- (6) 領域代表の代議員の定数は70名以内とする。各領域からの候補者の推薦にあたっての配分数は、各領域2名の均等配分に加え、直前の年次大会講演数に比例配分した枠を設ける。

領域は以下の通りとする。

- 領域 1：原子・分子，量子エレクトロニクス，放射線物理
- 領域 2：プラズマ基礎・プラズマ科学・核融合プラズマ・プラズマ宇宙物理
- 領域 3：磁性，磁気共鳴
- 領域 4：半導体，メゾスコピック系・局在
- 領域 5：光物性
- 領域 6：金属，超低温，超伝導・密度波
- 領域 7：分子性固体・有機導体
- 領域 8：強相関係
- 領域 9：表面・界面，結晶成長
- 領域 10：誘電体，格子欠陥，X線・粒子線，フォノン物性

領域 1 1 : 統計力学, 物性基礎論, 応用数学, 力学, 流体物理

領域 1 2 : ソフトマター物理, 化学物理, 生物物理

領域 1 3 : 物理教育, 物理学史, 環境物理

領域 素粒子論

領域 素粒子実験

領域 理論核物理

領域 実験核物理

領域 宇宙線・宇宙物理

領域 ビーム物理

(7) 支部代表の代議員の定数は 20 名以内とする。第 22 条に定める各支部は 2 名以内の候補者を推薦することが出来る。

(8) 正会員の選挙により、投票数の過半数によって信任された代議員候補者は次期の代議員となる。ただし、立候補による代議員候補者数が(5)号で定める人数を超えた場合、正会員による選挙結果をもとに次の順位で人数を定数以内に削減する。

1) 不信任数の多い順から削減する。

2) 不信任数が同数の場合、会員番号の大きい順から削減する。

(9) 選挙の結果は、速やかに会長及び当選者に報告されなければならない。また、選挙の結果は理事会に報告され、会誌、ホームページで正会員に周知されなければならない。

(10) 代議員の任期は(8)号に定める正会員による選挙結果を選挙管理委員会委員長が会長に報告した日から、2年後に実施される選挙の結果を選挙管理委員会委員長が会長に報告する日までとし、1回に限り重任することが出来る。

第 9 章 総会及び理事会

第 28 条 総会のうち定時総会は、原則として毎年 3 月末日までに開催する。

2. 総会の議事は予め理事会に付議することを必要とする。

3. 理事会は原則として毎月開催する。

4. 理事会は会員から審議の要請があった事項について真摯に対応しなければならない。

第 10 章 選挙管理委員会

第 29 条 本会が行う次の選挙は、会長の下に設置された選挙管理委員会（以下本委員会という）により実施される。

(1) 第 27 条による代議員選出選挙

(2) 第 24 条及び第 25 条による次々期会長候補者選挙

2. 本委員会は、委員長及び委員若干名によって構成され、上記の選挙の公正な実施に責任を有する。委員長及び委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

3. 委員長及び委員の任期は、1 年として重任を妨げない。

4. 本委員会の運営と、本委員会が遂行する選挙に関して必要な事項は選挙管理委員会規定に定める。

第 11 章 委員会

第 30 条 本会に JPSJ 編集委員会、会誌編集委員会、刊行委員会、その他必要に応じて委員会をおく。委員会に関する規定は別に定める。

2. 委員会委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。

第12章 事業体

- 第31条 本会が企画する外部資金による有期の特定事業の遂行、及び外部団体による委託を受けた事業の遂行にあたり、委員会以外の組織・機能・呼称が必要な場合には理事会の議決を経て事業体を組織することができる。この事業体にはセンター、プロジェクトなど、その機能にふさわしい名称を冠することができる。
2. 前項による事業体に責任者をおく。
 3. 責任者は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 4. 責任者は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。
 5. 各々の事業体に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

第13章 会 務

- 第32条 本会事務局には、事務局長1名、事務局次長1名または2名、マネージャー若干名、職員若干名をおき、理事会の方針に従って会務の円滑で効率的な遂行に努力する。
2. 事務局長、事務局次長、マネージャーは管理職として理事会と職員の間意思疎通に努めて本会の発展に寄与しなければならない。
 3. 管理職は担務する分野の仕事に関して、これに従事する職員の業務を理解し、その業務が適正に遂行されているかに関して掌握しなければならない。
 4. 諸般の事情により事務局長席が空位の場合には総務理事がこれを代行する。
 5. 職員の中から庶務、会計、編集等の主任各1名を指名することができる。
 6. これらの職員の職責と就業、給与、退職金等に関する規定は別に定める。

- 第33条 会長は公認会計士を囑託することができる。

第14章 細則の変更

- 第34条 本細則を変更する場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、正会員、学生会員の会費の変更は総会の承認を得なければならない。

付 則

1. 本細則は2011年9月1日から施行する。ただし、本細則の変更を実施するための必要な措置は予め理事会が行うことができる。

付 則

1. 本細則は2013年8月1日から施行する。ただし、第69期に於いては、以下の手続きに従う。
2. 第69期の定時総会終了時において、第69期副会長を第70期会長候補として付議し、直後の理事会での選定により、第70期会長となる。第70期会長の任期は第70期末までとする。
3. 第69期の定時総会前に、第24条および第25条の定めにより正会員による選挙で次々期会

長候補者を選出する。この候補者は、その定時総会での決議と、その直後の理事会の選定により、会長予定者として第70期副会長（会長予定者）となる。

付 則

1. 本細則は、2014年8月1日から施行する。

変更履歴

2010年7月10日（第523回理事会） 一般社団法人移行後の細則確定。

2011年10月8日（第538回理事会）

第8条3項削除。第22条2項3項の文言変更。第23条～25条副会長候補者選出方法変更。第27条10号に重任に関する規定追加。

2011年12月10日（第540回理事会）

第24条（3）会員へ公表する項目にプロフィールを追加。

第28条 総会の開催場所を特定しない文に変更。

2013年7月13日（第561回理事会）

会長任期2年制への移行に伴い、第23条、24条、25条、26条を全面変更し、第26条の一部語句変更。

また、会長任期2年制への移行期の措置を付則に記載。

2013年9月14日（第563回理事会）

第5条、文言変更。

第15条4号、第16条、第17条 PTP→PTEPに伴う変更。

2014年5月10日（第572回理事会）

第17条 JPSJ付加会費年額変更、JJAP旧価格削除

第21条 JPSJ刊行物購入価格変更

2014年6月14日（第573回理事会）

第21条 会員以外の個人または機関の刊行物購読価格の詳細を削除。価格詳細は「会員以外の個人または機関による定期刊行物の購読についての内規」に定めた。